

岩本佳子 著

帝國と遊牧民

——近世オスマン朝の視座より

多田守

近年我が國におけるオスマン朝史研究の發展は目覺ましく、様々な分野を對象に精緻で洞察力にあふれた素晴らしい研究成果が次々と發表されている。そしてこのような中、日本では初めてと言える遊牧民の活動に焦點をあてた研究書が出版された。著者の岩本佳子氏は、この十年ほどにわたり、精力的に同問題についての研究に取り組んできたまさに新進氣鋭の研究者である。

まずは、本書全體の構成をご理解いただくために、目次を列擧しておく。

序章 オスマン朝と遊牧民

一 オスマン朝と遊牧民——なぜ、今、オスマン朝の遊牧民に着目するのか？

二 遊牧と遊牧民とは何か

三 オスマン朝における遊牧民をめぐる研究動向

四 史料と研究手法

第一部 バルカン半島における奉公集團的「遊牧民」

一章 ルメリのユリユクとタタール、そしてミュセツレム

一 奉公集團とは何か

二 オスマン朝のバルカン半島征服とルメリのユリユク、タタールの起源

三 奉公集團制度の成立とその管理體制

四 奉公集團の奉公内容とその實態——樞機敕令簿の分析を中心に

五 奉公集團の土地利用と生産活動——租税調査臺帳の分析を中心に

六 奉公集團から擔稅者へ——一七世紀におけるルメリのユリユク、タタール、ミュセツレムの變容

二章 征服者の子孫たち

一 ルメリのユリユクから征服者の子孫たちへ

二 征服者の子孫たちの役割とその變容

三 免稅特權から見た征服者の子孫たちとその變容

第二部 遊牧民の定住化

三章 一六世紀における遊牧民の定住化

一 遊牧民から農民へ?——ボヅク縣における遊牧民の定住化をめぐる考察

二 遊牧民であり續けた農民——アダナ縣における農耕の擴大と遊牧民の存續

四章 シリア北部への遊牧民定住化政策

一 定住化政策の發端——等閑視から問題視へ

二 定住化政策の內實

三 何が兩者を分けたのか? —— 定住化政策を強制された部族と免除された部族

四 逃散する遊牧民とオスマン朝 —— 定住化政策のもたらしたものは

終章 オスマン朝にとって遊牧民とは何か、遊牧民にとってオスマン朝とは何であったのか

あとがき

参考文献

索引(人名・地名・事項)

以下、序章から終章にいたる内容を、評者の若干の論評も加えながら簡単に紹介していく。

なお本書では、各章の扉をはじめ各所で内容に相應した著者撮影の寫眞が掲載されており、記述内容に興味を抱かせるとともに、その理解の助けとなっている。そして各節のはじめには當該節でのねらいが記され、また各章での内容などが小結としてまとめられているなど、大變読みやすく工夫されている。さらに四か所に配されたコラムは、その興味あふれる内容で、讀者をオスマン朝史へといざなう役割を果たしている。

序章一節では、著者の問題意識とともに、「オスマン朝にとって遊牧民とは何か、遊牧民にとってオスマン朝とは何か」という問いに一定の回答を示すことが本書のねらいであることが提示される。二節では、先行研究をもふまえ、あらためてオスマン朝における遊牧ならびに遊牧民についての定義づけがなされる。著者は、「標高差や自然環境、植生の違いを利用して、ある一定の牧草地を季節ごとに定期的に移動し、家畜の飼養という牧畜にくわえて、牧畜以外の生産活動をおこなうことも含む生業の一形態」を遊牧とみなし(本書三五頁)、「移動しながら牧畜に従事するなど、生活に一定の非定住性を示す集團」を遊牧民と呼ぶこととしている(本書二七頁)。三節では、遊牧民をめぐるこれまでの研究状況が、オグズ二十四氏族とアナトリアのテュルク化、遊牧民の生業や居住地分析、そして遊牧民の定住化の三點に大別され、各々の

数多くの研究成果が丁寧かつ簡潔にまとめられ、紹介されている。今後、遊牧民の研究を志す者にとって、良き道標となる。四節では、本書で扱われた史料の概略が紹介されている。

第一部では、ルメリ地方における遊牧民の活動状況やその變遷などについて論じられる。

一章では、ルメリのユリユク、タタール、ならびにミュセツレムの状況について論じられる。一節では、一定の免稅特權を對價に軍役や勞役などに従事する義務を負った集團のことを、奉公集團と呼ぶことについての説明がなされる。二節では、一四から一五世紀にかけてアナトリアからバルカン半島へ移住した者たちの中にユリユクやタタールがいたことが、アーシユクバシヤザデー史などの年代記やとりわけ一四三一―三二年に作成されたアルバニア縣租稅調查臺帳の記述に依據しながら明らかにされる。ただ、本書六七頁一〇行目のサマカヴオールの讀み方については、サマカル (Samakar) オール^①、あるいはサマガール (Samagar) オール^②と校訂本によつて様々である。それゆえ、この者とサマカブ (ブルガリアの町) との関係性について言及するにあたっては (本書六七頁註二八)、より丁寧な説明が求められよう。なお本書では、登場する多數の地名に簡略ながらも説明が附されており、地圖上での確認が大變容易である。

三節では、法令集の規定や租稅調查臺帳の記述などの検討を通して、奉公集團としてのルメリのユリユクやタタールの成立事情やその形態が明らかにされる。著者によると、スレイマン一世時代にはユリユク二五人ごとにオジャクという集團にまとめられ、その中の五人が戰場に赴くエシキンジ、残りの二〇人がヤマクとされた。そして各ヤマクは、戦時には五〇アクチュをエシキンジおよびバシヤ兵團長に支拂つたが、アヴァールズ税は免除された。いっぽう平時においては、エシキンジへの支拂いはなかったものの、バシヤ兵團長には五〇アクチュ (未婚者は二五アクチュ) のヤマク税を納めなければならなかった。またエシキンジやヤマクは、結婚税、罰金税など一部の税を納めたものの、通常臣民に命じられた耕地税やウシユル税は原則として課せられなかった。そして著者は、軍役や勞役の見返りにともなう彼ら各々の立場や役割、あるいは軍人／支配層や臣民／被支配層とは異なる納稅義務に着目して、ルメリのユリユクは兩者の中間に位置する

特殊な集團であつたと、そしてタタールについても同様な状況にあつたと論じる。ただ、ユリユクやタタールは移動する集團で土地の割當はなく（本書七四、七六頁）、それゆえ彼らを土地とのつながりが強い耕地税などに結びつけることは容易なことではなかつたと思われる。實は、農業以外を生業とする者が數多く集まる町の住民（*selim*）にも課されていない³。いっぽう著者はふれていないものの、彼らは群れ税（*tesm-i selim*）に加え、出征しなかつた年にはその税率を優遇されていたとは言え、三頭につき一アクチュ（他の者たちは二頭につき一アクチュ）の羊税を納めていた⁴。評者には、耕地税などの扱いについては、單に軍役などの見返りにというものではなく、彼らの生活實態に適した登録や徴税形態の在り方、さらには税收の確保など様々な事柄が勘案されたうえで⁵の措置ではなかつたかと考えられる。

四節では、主として樞機敕令簿の記述に據りながら、彼らが戦役への参加とともに、戦時、平時を問わず船や橋の建造や修築、大砲の運搬などにあたつたことが、またそのいっぽうで常に命令に従順であつたわけではなく、政府が硬軟取り混ぜた對處を迫られていたことが明らかにされる。五節では、ユリユクといえども自らの管轄者のデイルリク地以外で耕作をおこなつた場合には、耕地税などを納めなければならないという規定に着目し、セラニク縣など四縣の縣別租税調査臺帳を利用して、ユリユク全般を対象に彼らの生産活動や土地利用の一端に迫る。そして、各臺帳に記された税額が精査され、彼らが遊牧や牧畜に限らず農耕にも従事していたことが明らかにされる。なお著者は、エシキンジヤ後述する「征服者の子孫たち」が他のデイルリク地を利用した際、ウシユル税などを支拂つたことについて注目している（本書一〇四頁、一七七頁）。しかし、一六世紀以降においては土地を耕作、保有するとアスケリーでさえ諸税を納めなければならず、法令に則つた普段の出來事であつたと言える⁵。また、一〇二頁一三行目および一〇八頁五行目の「煙草税」なる譯語については、誤解を招かないためにも、たとえば爐税とでも譯してみてもどうであろうか。

六節では、一七世紀におけるルメリのユリユク、タタールおよびミュセツレムの變容について論じられる。まずユリユクについては、コジャジユク・ユリユクなどを中心とした考察により、各集團で状況は異なるものの、概ねヤマクの人數

やヤマク税が減少したこと、オジャク構造の弛緩にともない新たな徴税措置がとられたこと、一定の郷や土地へのユリユクの集約ならびに奉公活動の大幅な減少が見られたことなどが明らかにされる。そして著者は、このような状況に加えエシキンジまでもが税を納める事例が目にとされたことをふまえて、彼らは軍役や労役を負う者から、しだいに特殊な税の納入を擔う者へと變化していったと論じる。そしてこのような變化はタタールにおいても見られ、彼らは最終的にユリユクに融合されていったと結論づける。なお、ナアルドケン・ユリユクのアミールに屬するヤマクは村ごとに登録され、またボズアバ・タタールに所屬する二七名はニーム、ベンナークなどと分類され、いずれも農耕民のごとき扱いを受けている（本書二四、一二七頁）。遊牧民の農民化を考えるうえで、有用な事例と思われる。

さて、著者はこのような變化の背景をより明確にするために、さらに同じく奉公集團の一つであったルメリのミュセツレムの状況についても検討する。ミュセツレムはヤヤとともにオルハン治世中に創設され、平時には農耕に、戦時には戦いに従事し、その對價として耕作地およびその徴税權が割り當てられた者たちである。その後彼らは軍役のみならず、ルメリのユリユクなどと類似した様々な勞役に従事するようになったが、一六世紀後半になると人口増加にともなう耕地不足により制度の維持が困難となり、またユリユクたちと同じく動員拒否や逃亡が相次いだことから、一五八二年にヤヤとともに廢止されることとなった。ただこの廢止時期をめぐって、特にルメリのミュセツレムについてはなお意見の一致を見ておらず、著者は従來とは異なる視點、すなわちミュセツレム臺帳の記載内容の變化に着目して、この問題に迫っている。著者によると、一六〇二年に作成されたズルジャ・ミュセツレム臺帳においては、従來通りミュセツレムとヤマクの名前、ならびに後者が支拂うウシユル税やヤマク税額が記されている。しかし一六五〇―一五一年に作成されたそれにおいては、多くのオジャクでミュセツレムの名前や人数が記されていないばかりか、ヤマクから徴收される税はもはやヤマク税とは呼ばれておらず、そのうえミュセツレムからも一人につき二〇〇アクチエが徴收されるようになっていた。そこで著者は、遅くとも一七世紀中頃までにはルメリのミュセツレムは奉公集團としての役割を失い擔税者へと變化していった

と結論づける。そしてさらに、彼らをめぐるこのような變化を、一六世紀末から一八世紀にかけての徴税や軍事制度における變容と關聯づけて理解し、ミュセツレムやヤヤが消滅していった最大の要因として、彼らが耕地と結びついた制度であつたことをあげる。

ところで、ルメリのユリユクとタタールとの融合に關する事例として、一六世紀にはアクタヴ・タタールが居住していたエディルネ縣チュルパン郷に、アクタヴ・ユリユクなる名の集團が一六七五年に作成された臺帳に見られることが紹介されている。實直に諸史料と向き合つてきた著者ならではの成果と言える。またドロジャ地方のジエペリュのタタールの存在確認は、オスマン朝における國境防衛政策を明らかにしていくうえで、重要な一步と位置づけられよう。なお著者が考へるように、廢止された後もミュセツレムやヤヤは一般の臣民とは區別された一つの集團として存在していたようである。たとえば、アンカラ郡に居たヤヤは、十七世紀末に至つてもなおピヤーデ・ハーネスイの名の下に、その存在が掌握されていた。^⑥

二章では、一七世紀末に創設された「征服者の子孫たち」をめぐつて、その設立の経緯や彼らの具體的な役割などについて論じられる。一節では、ユリユク臺帳や關係史料の記述を精査したうえで、一六九〇―九一年に「征服者の子孫たち」が創設されたというこれまでの通説に疑問が投げかけられ、一六九六年に作成された臺帳において初めて明白な形でその名が現れ、同時にユリユクの名が廢止されたことが指摘される。著者によると、ルメリのユリユクは久しぶりの出征命令であるうえに、厳しく催促されたことから反撥したようである。そこで政府により、彼らをはじめ、その他の様々な集團が統一かつ效率的に兵員として徴發されるために、ルメリのユリユクを核にして新たに「征服者の子孫たち」という集團が創設されたのである。そしてその際、彼らの出征義務や免稅特權の據り所として、バルカン半島征服時の故事が持ち出され、利用されたのである。二節では、彼らの役割が基本的にはルメリのユリユクの延長線上にあつたものの、より軍事面におけるそれが強くなつたことが明らかにされる。すなわち、出征、城塞防衛そして軍需品の輸送をその任務と

し、船や橋の建造など直接戦争や軍事行動に關わらない仕事への参加が命じられなくなったのである。三節では、「征服者の子孫たち」の状況が、主として税制面から説明される。著者によると、成立當初より軍人／支配層と位置づけられていた彼らの免税特権の内容が最終的に確定されたのは一七一六年のことであった。すなわちアヴァールズ税、糧秣調達税などの諸税は免除されたものの、出征しなかった際の代替税については納入が命じられたのである。その後一八世紀においてはこの免税特権は維持されたが、一九世紀にはいるとその内容がしだいに狭められ、ついに一八四五年には彼らの出征義務および免税特権は廢止され、他の臣民と同等に扱われることとなった。

ところで、「征服者の子孫たち」の免税特権については容易に定まらなかったようである。當時オスマン朝は深刻な財政状況に直面しており、レヴェンドへの俸給授與や終身徵稅請負制への對應についても二轉三轉する有様であった。おそらくこのような事情によるものなのであろう。なお著者は、一八二頁一七行目の *Defend* を峠守と譯しているが、彼らは戦時には大砲移送や塹壕を掘る作業にも従事しており、引用箇所での譯語として工兵ではどうであろうか。

第二部では、舞臺をアナトリアに移し、遊牧民の定住化、農民化について論じられる。

三章ではボゾク、アダナ兩縣における状況について論じられる。一節では、ボゾク縣における状況について租稅調査臺帳における内容や記載方式の變化に着目しつつ明らかにされる。一五三〇―三一年に作成された臺帳と一五五六―五七年のそれとを對照すると、區分が部族集團ことから村ごとへと變化し、また後者においては新たに數多くの耕地や作物關係の税目が登場するとともに、部族集團名が記されていない村や耕作地における擔稅額などが、全體の半分以上を占めるようになったことがわかる。ただ前者においても、その税内容から、廣範圍に農耕がおこなわれていたことが察せられる。そこではいなかっただことがわかれ、すでに一五三〇年頃には、廣範圍に農耕がおこなわれていたことが察せられる。そこで著者は、縣外からの大量の農民流入は考えられないとして、このような變化については、政府がボゾク縣の民を遊牧民ではなく農民として認識するようになったことによるものと論じる。ただ同縣では、一五二六年に租稅調査を契機に反亂

が勃發しているが、その経緯についてはまったくふれられていない。臺帳作成への影響も十分に考えられることから、やはり何かしらの言及が必要であろう。

二節では、アダナ縣について検討がなされる。著者は、まず農耕が盛んであるにもかかわらず、村ではなくジェマアト（部族集團）單位で擔稅者名が登録され續けたこと、また租稅調査臺帳において擔稅者名と耕作地名やそのウシユル稅額とが別々に記されるように改められたこと、に注目する。そして考察を通して、擔稅者の大半が多數のジェマアトに屬しているものの、家畜や耕地を保有しない集團が多く、それゆえ耕地稅や山羊・羊稅の代わりに一世帯につき五〇阿克チェの世帶稅なるものが徴收されていたことが、また彼らの流動性は高く、耕作地の繼續性も低い狀況にあつたことが明らかにされる。すなわち、高い流動性のゆえに擔稅者の村單位での登録は現實的に困難であり、それゆえジェマアト單位で世帶稅などが徴收され續け、また耕作地の低い繼續性のゆえに、擔稅者名と耕作地名などを結びつけての登録は非實用のとして改められたのである。そして著者は、ボゾク縣の場合も含めて、政府は稅收や徵稅制度上の問題をも勘案したうえで、擔稅者を農民、遊牧民のいずれと認識するのかを決定したと捉え、これまでなされてきた遊牧民の「急速な定住化」や「自發的な定住化」といった短絡的な解釋に一石を投じる（本書二七〇頁）。このように本章では、臺帳作成にあつての背景が見事に描き出されるとともに、定住化や農民化を究明していくうえでの留意點についても明らかにされるのである。なお兩縣の考察については、まずは現行の法や慣習などが踏襲され、その後手が加えられていくという、オスマン朝の堅實な統治手法を考えるうえでも、大變興味深いものである。

四章では、オスマン朝における遊牧民對策の大きな轉換點となつたラッカへの定住化政策が取り上げられる。まず一節では、その経緯が述べられる。一七世紀末にはルメリのユリユクに限らず、同じくアナトリア東部や南東部のテユルクメンやクルド諸部族にも動員命令が發せられた。しかし遠隔の地であるうえに、免稅特權も付與されなかつたことから、彼らは激しく抵抗した。そこで政府は、これまでも彼らが統率の困難な集團であつたことから、早々と徵用策を放棄し、一

轉して定住化政策へと切り替えたのである。そして二節では、一般的に當該部族が居住していた地域内もしくはその近隣地域への定住命令が多く、中でも南東アナトリアやシリア北部からラッカへの命令が壓倒的に多かつたことが明らかにされる。續いて三節では、すべての諸部族が同様に扱われたわけではなく、たとえばワクフ所屬の遊牧民については、財源確保のゆえに對象とはされなかったことが指摘される。最後に四節で、政府の施策についての評價がなされる。著者は、定住化政策が遊牧民の逃散や叛徒化をもたらし、アナトリアにおける治安悪化の一因となったものの、いっぽうでこのような混乱により生じた遊牧民や定住民の移動が、地域の人口や社會構成を、すなわちオスマン朝社會を變化させていく契機ともなったのではないかと論じる。

終章では、序章で掲げられた本書のねらいに對する回答が示される。オスマン朝にとって遊牧民とは、定住民とは異なる移動性の高さや独自の集團意識を利用することにより、軍事活動における必要な人材の供給源として活用しうる、あるいは多額の稅收を得るための定住化政策の對象となりえる、統治に有用な存在であった。また遊牧民にとってオスマン朝は、軍事的存在感の低下後も、王朝の求める役割に應じることで集團としての存續や利益の最大化をはかるなど、利害が一致する限りにおいては有益な庇護者となりえる存在であった、と結論づけられる。そして今後の課題として、近代の遊牧民とオスマン朝との關係、近世における遊牧民やその他の奉公集團についてのさらなる實態解明などがあげられる。

さて、これまで本書の内容を個別に紹介してきたので、總評に移ることとする。ただ評者は遊牧民については門外漢であることから、あくまで評者の關心に引きつけて論じることをお許し願いたい。著者がオスマン朝と遊牧民との關係性を究明するにあたり、特に注目したのがルメリのユリユクやタタールならびに彼らを繼承した「征服者の子孫たち」、そしてラッカ一帯での定住に關係した集團であった。前者については軍役や勞役の擔い手として重用された、後者については特定地域の開發などを目的とした強制的な政策に翻弄された、すなわちいずれも政府と深い関わりを有した者たちであり、當を得た考察對象であったと言える。そして著者は、「奉公集團としての彼らの役割の變遷」や「定住化政策の實情および

び彼らの對應」について考察をおこなうことにより、兩者の關係性を明らかにしていった。

ただ本書の中でも言及されたように、舊母後のワクフの維持や不當な税取り立てへの對處など、オスマン朝と遊牧民とは上記の關り以外にも様々な事柄を通して關係を有し、互いに役割を擔い、果たしていた。實は、樞機敕令簿に見られる遊牧民への命令文書が、そのほんの一部ではあるが——一五五九年から一七六八年における二四四件——、Ahmed Re'ikにより集録され、出版されている。⁽¹⁰⁾ これを見ても、兩者は次のような数々の事案を通して關わり合っていたことがわかる。一、イスタンブルへの羊あるいはエディルネへの食料調達、二、國庫への税納入、三、匪賊討伐への參加命令、四、隣縣への助力命令、五、一七世紀末以前における、政府による遊牧民間あるいは遊牧民と定住民との間における争いや問題への介入、などである。概ね史料は統治者側の手によって作成されたものであり、被支配民にとって統治者がいかなる存在であったのかを明らかにすることは容易ではない。また遊牧民の中には、政府による主要施策の對象とはならなかった者たちも多數存在していたはずである。それゆえ評者には、その他の様々な關り合いについても考察對象に加えると、兩者の關係性がより客觀的かつ多角的に捉えられるようになり、その實像に一層迫れるのではないかと考えられる。

また著者は、奉公集團の變遷や定住化への政策轉換を、一六世紀末から一八世紀にかけて見られた諸制度の變容との關りの中で捉えようとしているが、その試みは十分には達成されていないように思われる。ルメリのミュセツレムについては、ミュセツレム自身も税を納めるようになったこと、構成員の支拂う税がムカーター化されるようになったことなどが明らかにされ、徴税および軍事制度の變化との關聯性が見事に描き出されている。しかしながら、たとえば同世紀末におけるルメリのユリユクへの出征命令あるいは定住化政策への轉換の背景については、軍隊の再生や税制の再建などとの關係が、ごく簡単に漠然と述べられているにすぎない（本書一八六、二四三頁）。周知のように、一七〇〇年前後のオスマン朝は深刻な政治的危機に直面しており、發せられた命令の中には多分に場当たり的なものも見うけられた。おそらく、このような狀況の中で實施された對遊牧民政策が、はたして諸制度の變容との關りにおいていかに捉えられるべきなのか、その評

價に苦慮したためではないだろうか。實は、統治制度の要であるディルク制度の變質とそれにもなう諸制度の變容がどのように進行していったのか、そしてスイパーヒーやミュセツレムとは異なり土地との結びつきを前提としない遊牧民が、このような變化の中でいかなる影響を受けていったのかなどについては、いまなお不明な點が多いのである。それゆえ、まさに「遊牧民を一つの主軸として、近世オスマン朝の社會や歴史の姿とその變遷を解明する」と著者が記しているように（本書二〇頁）、各期における遊牧民の實態がより詳らかにされることが何よりもまず重要ではないかと考えられる。

以上二點について述べたが、これらはいずれも評者の乏しい知識に基づく私見に過ぎず、本書の學問的價値をいささかも貶めるものではない。ただでさえその實態把握が困難な遊牧民の諸狀況について、時代的には一四世紀から一九世紀初頭にわたる長期間を、空間的にもドナウ河から歴史的シリアにいたる廣大な領域を対象として、しかも計算ミスや誤記などが絶えない數多くの臺帳などをも利用して、このようにまとめあげられたこと自體、特筆されるべき事柄であろう。また周知のように、オスマン朝に關しては膨大な數の諸史料が現在に伝えられている。それらとしかに對峙し、どのように格闘して歴史的眞實を明らかにしていくのか。本書はその一例を提示したものとしても評價できるなど、遊牧民研究はもとより、廣くオスマン朝史研究に關わる者にとって必見の書と言えよう。

評者が氣づいたその他の字句や轉寫の誤りなどを擧げておく。

・二〇頁九、一四行目 解答↓回答 ・四〇頁註七五 八行目 Günduz → Gündüz ・七五頁一七行目 支拂いがつ義務↓支拂いが義務 ・七五頁註五三 七行目、二〇一頁註九 三行目 Gagatay → Gagatay ・一一九頁八行目 [yama]k → [yama]k ・一二二頁八行目 四〇〇〇オジャク→四〇〇〇アクチェ ・一二五頁二二行目 軍營↓軍役 ・一二九頁一四行目 kagun → kagkun ・一二〇頁八行目 充てた↓宛てた ・一四八頁九行目 一一四八→一一四七、同頁十行目 六九八→六九七 ・同頁註七七 berdaran → beldaran ・二〇四頁一行目 前章で↓削除 ・同頁五行目、二〇七

頁一〇行目 *gendum* → *gendum* . 二〇四頁七行目 庭園税 → 菜園税 . 二〇七頁二三行目 一〇二 → 二〇、同頁一四行目 二〇 → 三〇 . 二二五頁一〇行目 *Mekurlar* → *Mezkurlar*、同頁一三行目 *Mekur* → *Mezkür*、同頁一八行目 三〇〇 → 二〇〇 . 二二八頁二〇行目 前章で ↓ すでに . 二三〇頁五行目 耕作地であれ ↓ 耕作地では . 二五八頁五行目 一七世紀 → 一八世紀

註

- (1) Âşıkpaşazâde Ahmed (ed. F. Giese), *Die allosmanische Chronik des Âşıkpaşazâde*, Leipzig, 1929, p. 80.
- (2) Âşıkpaşazâde Ahmed (ed. Âli Bey), *Tewârîh-i Âl-i Osman : Âşıkpaşazâde Târîhi*, İstanbul, 1332, p. 90.
- (3) Ahmed Akgündüz (ed.), *Osmanlı Kanunâmeleri ve Hukukî Tahliileri*, 3kitap, İstanbul, 1991, p. 119.
- (4) Ahmed Akgündüz (ed.), *op. cit.*, 6kitap, İstanbul, 1993, p. 696; 7kitap, İstanbul, 1994, p. 766; M. Tayyib Gökbilgin, *Rumeli'de Yürükler, Tatarlar ve Emlak-ı Fethan*, İstanbul, 1957, p. 47-48.
- (5) Ahmed Akgündüz (ed.), *op. cit.*, 7kitap, İstanbul, 1994, p. 362; Anonim, *Kanunâmeh-yi Arazî*, Türkiye Büyük Millet Meclisi Kütüphanesi, KU283/1 : 8a; Halil İnalçık, "Osmanlılar'da Raiyyet Rûsümü", *Belleten*, XXIII, 1959, pp. 598.
- (6) Cumhuriyetçilik Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü, *Osmanlı Arşivi Daire Başkanlığı : Ankara ser'iye sicilli 552 : 380*.
- (7) Gençiz Orhonlu, *Osmanlı İmparatorluğunda Derbend Teşkilâtı*, 2. Baskı, İstanbul, 1990, p. 84.
- (8) Stanford J. Shaw, *History of The Ottoman Empire and Modern Turkey*, vol. I, Cambridge University Press, 1976, p. 92.
- (9) Uriel Heyd (ed. V. L. Menage), *Studies in Old Ottoman Criminal Law*, Oxford at The Clarendon Press, 1973, p. 38-43.
- (10) Ahmed Reîf, *Anadoluda Türk Aşireleri (966-1200)*, İstanbul, 1930.

二〇一九年二月 京都 京都大學學術出版會

二三種 五三三九頁 五一〇〇圓十税